

PrimeWarranty特別規約（お客様への開示約款）

車両の購入者（以下「甲」という）、甲が車両を購入した販売会社（以下「乙」という）及びSBIクレジット株式会社（以下「丙」という）は、乙が、甲に販売した車両に関する保証制度「PrimeWarranty」について、次の事項を確認する。

第1条（保証を求め得る場合）

甲は、PrimeWarrantyの適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じた第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載のある部品が主原因として生じたものであるときには、第4条に定める保証期間内に限り、乙又は丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。但し、本規約、その他の規定に別段の定めがあるときは、この限りではないものとする。

第2条（保証実施の流れ）

甲がPrimeWarrantyの適用により車両の修理を求めるときには、甲は、丙の指定する整備修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚その際に掛かる費用は、丙は一切負担しない。

例) 点検費用、代車費用、レッカー費用、他交通費、営業損失補填等

第3条（変更の届出）

甲は、保証書の受領後に、保証書の記載事項（住所、連絡先等）に変更が生じたときには丙が定める方法により遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。

第4条（保証期間）

保証期間は、甲へ使用者変更した車検証記載の登録年月日（変更登録日）から起算し、契約内容に応じ、Sプラン・M1プランの場合は1年間、M2プラン・L2プランの場合は2年間、L3プランの場合は3年間をもって終了するものとする。

例) L2プラン、車検証に記載の登録年月日が2010年7月1日の場合、保証期間は、2012年6月30日まで。

2.前項の規定にかかわらず、第15条に掲げる「保証対象部品一覧表」の「表2」に記載のある部品の保証期間は、甲へ使用者変更した車検証記載の登録年月日（変更登録日）から起算し、1年間が経過した時点までとする。

第5条（属人性）

甲は、PrimeWarrantyにより保証を受ける権利（以下「受益権」という）を第三者に移転することはできないものとする。

2.受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには受益権は消滅するものとする。

第6条（身分証明書等の呈示）

甲がPrimeWarrantyの適用により車両の修理を求めるときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の呈示を求めることができるものとし、甲がこれに応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

第7条（PrimeWarranty適用除外事由）

次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、PrimeWarrantyの適用はないものとする。

(1)経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然退色、劣化、腐食、錆、レンズ類の黄ばみ、曇り等。

(2)機能上又は走行に影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。

(3)外観上の現象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。

(4)運転の仕方に起因する現象又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…燃費不良、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減り、車体不安定等。

(5)法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合。

(6)工場入庫時に不具合の確認が取れない現象（現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合）。

(7)通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。

(8)日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。

9.乙が甲に販売した車両に、当該販売時点において改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。

2.次の各号のいずれかに該当する部品を主原因とする不具合については、PrimeWarrantyの適用はないものとする。

(1)第15条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。

(2)車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品（社外部品、純正流用部品等）。

(3)コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。

(4)乙が甲に販売した車両に、当該販売時点において改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品、及びその改造部品に関わる機構すべて。

3.次の各号のいずれかに起因する不具合については、PrimeWarrantyの適用はないものとする。

(1)日常点検整備（高速走行時前点検含む）又は法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。

(2)点検整備の不備又は間違い。

(3)点検作業中又は整備作業中の過失。

(4)車両の製造会社が指定する定期交換部品の指定通りの交換の未実施。

(5)車高変更、エンジンチューンナップ等の改造。

(6)車両の製造会社が当該車両に付設するものとして指定した部品以外の部品の取り付け。

(7)レース、ラリー等の競技に車両を用いたこと。

(8)林道等の悪路にて車両を常用したこと。

(9)乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。

(10)いたずら、盗難等。

(11)地震、台風、水害等の天災。

(12)飛行機部品等の落下物による損傷。

(13)車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。

(14)煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。

(15)車両の修復（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。

(16)衝突による損傷又は事故（旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む）。

4.法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されている定期点検整備が実施されていないときには、PrimeWarrantyは適用されないものとする。

5.既に修理が終了しているもの、または部品の発注等、修理作業への着手が行われている不具合には、PrimeWarrantyの適用はないものとする。

6.PrimeWarrantyの適用となった修理費用が、修理時の車両時価額を超える場合、車両時価額を超える部分のPrimeWarrantyの適用はないものとする。尚、その際の車両時価額の算出には、新車時車両本体価格に初度登録年からの経過満年数を除いた額に、3を乗じた額を用いるものとする。

第8条（保証契約の解除）

甲がPrimeWarrantyを悪用したと丙が認めるときには、丙は、甲との間の保証契約を解除することができるものとする。

2.前項の場合において、丙は、甲に対し、保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。

3.甲は本保証契約に定める場合を除き、保証期間開始後に保証契約を解除することはできないものとする。

4.PrimeWarranty加入後に別項、第9条3項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合は、丙は、甲との間の保証契約を解除することができるものとする。

5.PrimeWarranty加入後に別項、第10条4項「修復歴車両の定義」に掲げる車両となった場合は、丙は、甲との間の保証契約を解除することができるものとする。

6.PrimeWarranty加入後に、甲が業務・事業の遂行を目的とし、車両を運行した場合、丙は甲との間の保証契約を解除することができるものとする。

第9条（改造車両）

甲は、本条3項の「改造車両の定義」に定めた車両の保証申込みはできないものとする。

2.保証加入後に改造車両の定義に定める改造が発覚した場合には、丙は、甲との間の保証契約を解除することができるものとする。

※コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等、新車時から改造が施されていた場合も、変更部分に関するもの、又はその変更部分に起因する不具合に関するものは、対象外となる。したがって、甲は、保証申込みの際は注意を要する。特にコンプリートカーに関しては、保証対象となる部分がほとんど無い場合がある。これらに関しては、甲は、事前にPrimeWarranty事務局へ確認をするものとする。

3.改造車両の定義

(1)社外燃料コントローラー・社外加給圧コントローラー・社外インタークーラー・社外追加インジェクター・社外ウエストゲートバルブ・社外タービン変更・社外キャブレター・ボアアップ・社外ハイカム・シフト変更・社外コンピューター・ロールバー・ロールバー外し跡・社外ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ加工・ボ

- ディーリフトアップ
- (2)正規ディーラーでの整備、修理を断られる車両。

第10条 (修復歴車両)

- 甲は、本条4項の「修復歴車両の定義」に定めた車両の保証申込みはできないものとする。
- 2.事故、あるいは接触した事に起因する故障については、例えそれが納車前(前オーナー時)であっても保証の対象外となる。
- 3.加入後に修復歴車両になった申込み車両は保証期間の途中であっても丙は、甲との間の保証契約を解除することができるものとする。
- 4.修復歴車両の定義…クルマの基本骨格(フレーム)部位に交換あるいは修復歴がある場合、及びダメージが残存している車両は修復歴車両とする。
 - ・基本骨格(フレーム) …ラジエーターコアサポート・各クロスメンバー・各サイドメンバー・フロントインサイドパネル・ダッシュパネル・各ビラー・フロアパネル・トランクフロア

第11条 (保証対象の判定)

- 車両に不具合が生じた場合において、当該不具合に対する保証適用の有無の判定は、当該不具合を発生させている主原因部品に基づき判定するものとする。
- 2.不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第15条「保証対象部品一覧」(以下「保証対象部品一覧」)に記載された部品があるときといえども、主原因部品が「保証対象部品一覧」に記載の部品ではないときには、PrimeWarrantyの適用はないものとし、「保証対象部品一覧」に記載の部品についてもPrimeWarrantyの適用はないものとする。

第12条 (部品の交換)

- PrimeWarrantyの適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行なうときには丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)または2次使用を目的として中古流通されている部品を用いることができるものとする。
- 2.PrimeWarrantyの適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとする。
- 3.PrimeWarrantyの適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。

第13条 (個人情報の取扱い)

- 甲は、丙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号・その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報(以下「個人情報」という)を次の各号の目的に利用することに同意する。
 - (1)PrimeWarrantyにかかる各種案内(保証期間の満了・更新)の提供。
 - (2)本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存。
 - (3)車両の点検・整備・修理に関する業務及びこれらに付随する業務(車両状態の確認連絡)の遂行。
 - (4)車両の点検・整備・修理に関する各種案内の提供。
 - (5)甲との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行。
 - (6)サービス向上を目的としたアンケート調査の実施。
 - (7)サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析(※1)。 ※1集計結果の統計情報のみの利用とし、個人を特定できるデータと関連づけは行なわない。
- 2.甲は、次の各号に定める場合において、丙が個人情報を第三者に提供することに同意する。
 - (1)甲本人の同意がある場合(ウェブでの同意も含む)。
 - (2)統計的なデータ等、甲本人を識別できない状態に加工して利用する場合。
 - (3)法令に基づき開示、提供を求められた場合。
 - (4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合。
 - (5)国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (6)守秘義務及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場等)に対し、第1項において甲に明示した利用目的の達成に必要な範囲内(不具合についてPrimeWarrantyの適用があるか否かを判断するために修理工場に入庫する場合を含む)で、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合。
- 3.個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は以下の通りとする。
 - SBIクレジット株式会社 PrimeWarranty事務局
 - 〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル17F 電話番号 03-5114-5739

第14条 (管轄裁判所)

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴訟に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 (保証対象部品)

保証書表面の『保証対象部品一覧表』をご覧ください。

エンジン 機構	ロッカーカバー、シリンダーヘッド、コンロッド、ピストン、クランクシャフト、IN・EXバルブ、シリンダーブロック
エンジン 機構	スロットルボディ、インジェクター、ウォーターポンプ、ラジエーター、スターターモーター、オルタネーター、オイルポンプ、インジェクションポンプ、グロープラグ、各ブリー、ファンカップリング、オイルプレッシャースイッチ、O2センサー、エアロメーター、水温センサー、ノックセンサー、クランク角センサー、エアレギュレーター、油温センサー、スロットルセンサー、スロットルポジションセンサー、パキュームセンサー、吸気温度センサー、AAC/VILP(ISCV・RACV)、ディストリビューター、ダイレクトイグニッションコイル、プラグコード(ハイテンションコード)、エンジンコンピュータ(ECU)、フェューエルポンプ、フェューエルゲージ、フラインホイール、フェューエルプレッシャーレギュレーター、カムシャフト、オイルPCV、PCV/VILP、電動ファンモーター、オイルスレーン、コンデenserモーター
動力伝達 機構	MTミッション内部ギア、ATミッション内部ギア、CVTミッション内部ギア、トルクコンバーター、トランスファ、ティフアレンシャル内部ギア、ソレノイドバルブ、車速センサー、インビータースイッチ、コントロールバルブ、AT/CVTコントロールユニット
ステアリング 機構	ステアリングギヤボックス、パワーステアリングポンプ、パワーステアリングコントロールユニット、電動ステアリングモーター、電動ステアリングギヤボックス
電装装備品 (一年間保証部品)	ワイパーモーター、ワイパースイッチ、ワイパーアンブ、ウォッシャーモーター、パワーウィンドウレギュレーター、パワーウィンドウモーターアンブ、パワーウィンドウスイッチ、ドアロックアクチュエーター、ドアロック、ドアロックコントロールユニット、ドアロックモーター、ドアロックスイッチ
エアコン機構	コンプレッサー、コンデンサ、エバポレーター、エキストラクションバルブ、レシーバタンク、マグネットクラッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、プロファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース、ヒーターコック、エアコンリレー、インテークドアアクチュエーター、エアミックスアクチュエーター、モードドアアクチュエーター
ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキプスター、ABSコントロールユニット、ABSモジュレーターユニット、ディスクキャリパー、パーキングブレーキワイヤー
乗員保護機構	シートベルト、シートベルトバックル
ハイブリッド機構	ハイブリッドトランスアクスル、スタータージェネレーター、冷却装置、駆動用モーター
エンジン 機構	タイミングベルト、タイミングチェーン、テンション、シリンダーヘッドガasket、インタークーラー、スーパーチャージャー、ターボチャージャー、触媒コンバーター、エキゾーストパイプ、マフラー、エキゾーストマニホールド、エンジンマウント、サーモスタット、イグナイター、フェューエルタンク、スロットルワイヤー、スロットルモーター、フロントカバー、EGRバルブ、バルブタイミンクコントロールバルブ、各バルブ、ガasket、パッキン、Oリング、プッシュロッド、ロッカーアーム、オイルパペット、噴射ノズル、フェューエルインジェクションコンピュータ、キャニスター、キャプテラー、イグニッションスイッチ、インレットマニホールド、インテークマニホールド、各リレー
動力伝達 機構	プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、ドライブシャフトブーツ、ドライブシャフト、トランスアクスル、クラッチオペレーター、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチマスターシリンダー、クラッチリリース、クラッチリリースベアリング、クラッチワイヤー、シフトケーブル、ミッションマウント、リレー、シフトレバー、オイルクーラー、リバーズスイッチ、クラッチスイッチ、ニュートラルスイッチ、ドロップレグレジスター、TRC / VSCコントロールユニット、各シールド、ガasket、パッキン、Oリング、電磁クラッチ、バルブボディ
ステアリング 機構	電動ステアリングコラム、ステアリングホイール、ステアリングコラム、ステアリングコラムシャフト、タイロッドエンド、ラックエンド、舵角センサー、ステアリングラックブーツ、ブッシュ
電装装備品 (一年間保証部品)	オートスライドドアモーター、オートスライドドアコントロールユニット、オートスライドドアセンサー、スライドドアスイッチ、オートクローザー、サンルーフモーター、サンルーフスイッチ、サンルーフモーター、キーレスレシーバ、トランスミッター、イモビライザー、ドアミラーモーター、ドアミラースイッチ、パワーシートモーター、パワーシートコントロールユニット、パワーシートスイッチ、純正オーディオ、純正ナビゲーション、純正スピーカー、マルチディスプレイ(エアコン一体型)、ライトスイッチ、HID、各リレー
エアコン機構	ガスセンサー、外気センサー、内気センサー、日射センサー、冷媒圧力センサー、サーモアンブ、ヒーターウォーターバルブ、高・低圧ホースパイプ、エアコンコントロールユニット(ディスプレイ除く)
前後アックスル 機構	ショックアブソーバー、サスペンションスプリング、サスペンションアーム、トーションバー、スタビライザー、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アクスルシャフト、ハブ、ハウジング、電子制御サスペンション(エアサスペンション)、アッパーベアリング、ハブベアリング、アッパーリンク、ロアリンク、ラテラルリンク、ハブシールド、ブッシュ類
ブレーキ機構	ホイールシリンダー、ホイールシリンダーインナーキット(シールド)、プロポーションングバルブ、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ
乗員保護機構	エアバックコントロールユニット、エアバックセンサー、スバイラルケーブル、エアバックモジュール、Gセンサー
ハイブリッド機構	インバーター、コントロールECU、バッテリー ECU、コンバーター、モーター駆動用蓄電池

※保証対象部品であっても、別項の特別規約、第7条「PrimeWarranty適用除外事由」に該当する故障は保証対象外となります。(例 衝突、事故等での外的要因による故障、天災・いたづらが起因する故障など)
※保証対象となる部品は純正品のみとなります。